

経営首脳者セミナー開催のお知らせ

本年度事業計画に基づき、経営首脳者セミナーを以下のとおり開催いたします。このセミナーには、無料で参加できますので、下記の参加申し込み書によりご応募いただきますようお願い申し上げます。

日時 令和5年3月13日（月）13時45分から16時30分まで

開催場所 建設会館講堂 横浜市中区太田町2-22

開催内容

開講挨拶 建災防神奈川支部 支部長 黒田 憲一

- ①（仮題）建設業における労働時間上限規制について（監督課関係）
神奈川労働局 疍崎 雅夫監督課長
- ②（仮題）第14次労働災害防止推進計画の概要について（安全課関係）
神奈川労働局 千葉 幸則安全課長
- ③（仮題）第14次労働災害防止推進計画の概要について（健康課関係）
神奈川労働局 小沼 みち子健康課長

特別講演（仮題）神奈川県内の景気の現状と2023年度の見通し
講師：(株)浜銀総合研究所 主任研究員 遠藤 裕基氏

申込方法 下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX等により

令和5年3月7日（火）までにお申し込み下さい。

（期日を過ぎた場合は事務局まで事前にお電話ください。）

※新型コロナウイルス感染防止および中止決定時の連絡のため、参加者を把握する必要がありますので、**事前申し込み制**といたします。

申込先 建設業労働災害防止協会神奈川支部 電話 045-201-8456
FAX 045-201-7735 メール uketuke@kensaiboukanagawa.com

経営首脳者セミナー参加申込書

分会名	会社名	お名前
	連絡FAX番号 ()	連絡先電話 ()
	連絡FAX番号 ()	連絡先電話 ()
	連絡FAX番号 ()	連絡先電話 ()

支部行事予定

経営首脳者セミナー

時：3月13日 13：45
所：建設会館講堂

正副支部長・分会長会議（仮予定）

時：4月27日 15：00
所：建設会館411会議室

本部表彰選考委員会（仮予定）

時：4月27日 14：00
所：建設会館411会議室

第1回理事会（仮予定）

時：5月23日 15：00
所：建設会館講堂

代議員会（仮予定）

時：5月30日 15：00
所：建設会館講堂

建災防神奈川支部ニュース

No.563 令和5年3月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

新型コロナの早期収束と無災害を願って～安全祈願祭を開催～

建設業労働災害防止協会神奈川支部は、1月25日、横浜西区の伊勢山皇大神宮で令和5年安全祈願祭を開催しました。

3年ぶりに制限がなく祈願ができるとあって、この日は神奈川労働局の西村斗利局長、千葉幸則安全課長、永吉浩一安全専門官や、支部会員など約40人が参加、神事で黒田支部長と西村局長が玉串を捧げ、新型コロナの早期収束と一年間の工事の安全を祈願しました。

また、その後開催された懇親会の冒頭で黒田支部長は「神奈川県内の死亡事故の3割は建設業が占めている。これまで推進してきたセーフティリボン、3分KY、安全行動宣言の3つの矢の運動を第14次労働災害防止計画に向けてパー

ジョンアップして展開し、安全で安心のできる業界として若者が参入し定着するようにしていきたい」とあいさつしました。

続いて、西村局長より「コロナ感染防止や労働災害防止に尽力していただいている、神奈川支部が取り組んでいる3つの矢の取組は災害減少に効果があった。今後も安全意識の共有化、本質的安全化を進めて災害ゼロに向けて協力をお願いしたい」とこれまでの神奈川支部の取り組みをご評価頂くと共に、災害防止に向けての協力を要請をされました。
※西村労働局長以下の労働局の方々は懇親会冒頭の挨拶後に退席されました。



前列左から 米田神奈川県木建協会長 黒田支部長 西村労働局長 松本分会長 千葉安全課長

新年度以降における建設業の労働衛生対策について

神奈川県労働局
労働基準部
健康課長



小沼 みち子

建設事業の「時間外労働の上限規制」の適用の猶予期間もあと1年となりました。ただし、災害の復旧・復興に関する場合は除かれますので、今後も長時間労働の可能性は残されることになり、**過重労働**には引き続き注意が必要です。

また、就労者の高齢化が課題とされ、第14次労働災害防止計画においても**転倒**や**腰痛**災害防止のための取組とともに、健康課としても**エイジフレンドリーガイドライン**の内容の周知や、労働者一人一人の健康への意識付け、事業主が行うべき**健康診断の実施徹底**や基礎疾患等に対する理解や就労上の注意事項を含め、健康づくりの参考となるツール等の紹介や作成の協力を行っていただくと考えております。

令和4年度から、**石綿事前調査報告システム**の運用が開始されたところですが、県内で4万件を超える報告がされております。

しかし、まだ報告対象となる建築物等の件数に比べると、今後もまだまだ相当数の報告があつてしかるべきと考えております。

建災防支部の皆さんにも**石綿事前調査者講習**の開催に御尽力いただいたところですが、令和5年10月からは、その講習修了者による事前調査の実施や石綿等の使用の有無が明らかとならなかった場合に、必要な知識及び技能を有する者に分析調査を行わせることも義務となります。

石綿含有の工事にあたっては、計画届等の提出や飛散防止措置など適切に施工されますようお願い申し上げます。

呼吸用保護具の選択や使用についても、防じん機能を有する**電動ファン付き呼吸用保護具**に加え、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具に

ついても構造規格が規定され、令和5年10月1日からは型式検定の対象ともなる予定です。

金属アーク溶接作業等については、御案内のとおり、面体を有する呼吸用保護具を使用させるときは**フィットテスト**を行うことも義務となります。

さらに、塗装作業や清掃作業等で有機溶剤など化学物質を使用させるにあたってはその化学物質の危険性有害性を把握し、**化学物質リスクアセスメント**の実施結果に基づき、ばく露防止措置を講じることが必要になります。

また、**皮膚等障害化学物質**の直接接触の防止について、令和5年度に該当物質が示される予定となっていますので、その周知と**適切な保護具の使用**をしていただきますようお願いいたします。

令和5年3月に改正の**騒音障害防止のためのガイドライン**についても、ずい道工事など建設業に関わる改定内容も含まれる見込みですので適切な対応をよろしくお願いいたします。

ずい道工事現場においては粉じん対策についても引き続き推進してまいりますので御理解、御協力のほどお願い申し上げます。

各種保護具等の使用や事業場内の環境で必要事項については、現場内で働く自社の労働者以外の方たちに対しても、その危険性、有害性に基づき、当該保護具の着用の必要性の周知などにも御配慮いただきますようお願いいたします。

最後に**熱中症の予防**について、今年も5月から9月までクールワークキャンペーン期間、4月をその準備月間とし、熱中症による死亡災害を起こさないよう、暑さ指数を活用しながら、建設業及び警備業の方々には特に留意願います。

以上のとおり、多岐にわたる衛生対策関連の政省令改正に伴い、建設業においても関連することも多いですが、建設の業務に従事されている皆様が健康に働き続けられ、建設業全体が益々発展されますようお願い申し上げます。



☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川県労働局 令和5年1月末現在

署年	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
本年				4	4	6	2	1	2	4		1	24
前年	1		1		1	7	2	1	1	1		2	17

(注) 労働者死傷病報告による、()内は死亡者数である。

☆死亡災害発生状況☆

令和5年2月22日現在

業種	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	令和5年	前年同期(令和4年)	前々年同期(令和3年)	令和4年速報値	令和3年	令和2年
製造業			1	2	8	5 (1)
建設業			2	9 (1)	21 (2)	14 (3)
交通運輸業						
陸上貨物運送事業			1	5 (1)	2	5 (2)
港湾荷役業						
商業		1 (1)	1 (1)	6 (2)	3 (2)	1 (1)
清掃・と畜業		1		4	1	6 (2)
その他	1	1 (1)	3	3 (2)	14 (5)	6 (1)
合計	1	3 (2)	8 (1)	29 (6)	49 (9)	37 (10)

(注)：死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、()は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

☆死亡災害の概要☆ 昨年4月に建設現場において新型コロナにり患して亡くなられた方が労災となり、これにより昨年の建設業での死亡災害は9件となりました。

Q&A いまさら聞けない、新型コロナと労災

Q 事業所で新型コロナに感染した者が複数出ました。事業所内での感染は労災になると聞きましたが、いかに対処すべきでしょうか。

A ご承知のとおり、労働者が労働に関係して負傷、疾病した場合には労働災害として対応しなければなりません。

その場合の注意点としては、医療費や休業にかかる補償の費用請求と、休業が4日以上にわたる場合においては、所轄労働基準監督署に労働者死傷病報告の届出義務の2点があります。

業務を起因とする疾病については

労災保険適用になり、健康保険等は使えません。

ただし、事業所以外で感染した場合は対象外になるので、感染源の特定が必要となります。

この判断について、厚生労働省から通達が出されており、「調査により感染経路が特定されていなくとも、業務により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められる場合は労災給付の対象とする」とし、具体的な取り扱いとして、「①複数(請求人を含む)の感染者が確認された労働環境下での業務、②顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下での業務」とされています。

り患して、休業をする場合に、新型コロナ感染者については一定の期

間自宅待機が求められていますが、この期間については知事の要請に基づくものであり、事業者の責によるものではないので、原則的には休業補償の対象ではなく、労働者死傷病報告の休業日数にカウントするものではありませんが、医師の診断によって療養すべき期間と一致するケースが多いと考えられます。

いずれにしても、医師、労働基準監督署の労災保険担当部署でご相談の上、労災保険の手続きを行い、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署にご提出ください。

なお、新型コロナにり患したことによって労災保険を使う場合は、通常関係する**メリット制には影響しません。**

令和5年度 神奈川支部主要行事計画 (案)

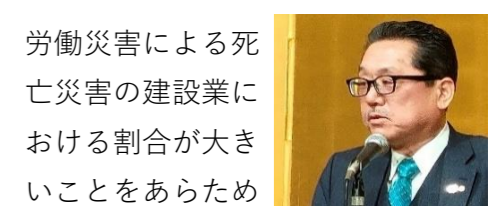
	主要行事予定	会場
4月	正副支部長・分会長会議(27日) 本部表彰選考委員会(27日)	於：建設会館411会議室 〃
5月	会計監査(12日) 第1回理事会(23日) 代議員会(30日)	於：建設会館専務室 於：建設会館講堂 〃
6月	運営委員会(15日) 全国安全週間準備期間(1~30日)	於：建設会館講堂
7月	正副運営委員長・部会長会議(7日) 正副支部長・分会長会議(21日)(仮) 神奈川労働局との情報交換会(21日)(仮) 全国安全週間(1~7日)	於：建設会館411会議室 於：ロイヤルホールヨコハマ 〃
8月	安全指導者研修会(木建含む)(31日) 墜落・転落災害撲滅キャンペーン(1~9月10日)	於：関内ホール小ホール
9月	支部表彰選考委員会(14日) 全国労働衛生週間準備月間(1~30日)	於：建設会館411会議室
10月	第60回全国建設業労働災害防止大会(本部)(5,6日) 編集委員会(19日) 正副運営委員長・部会長会議(19日) 正副支部長・分会長会議(24日) 運営委員会・分会事務局長合同会議(31日) 全国労働衛生週間(1~7日)	於：広島県立総合体育館ほか 於：建設会館411会議室 〃 〃 於：建設会館講堂
11月	第58回神奈川県建設業労働災害防止大会(上旬) 第2回理事会(30日)	於：横浜市西公会堂 於：建設会館講堂
12月	技能講習内部監査(7日) 分会事務局長会議(下旬) 建設業年末年始労働災害防止協調月間(1~1月15日)	於：建設会館専務室 於：建設会館講堂
1月	神奈川労働局への新年挨拶(5日)(仮) 神奈川県建設業関連5団体合同賀詞交歓会(5日)(仮) 正副運営委員長・部会長会議(18日) 正副支部長・分会長会議(下旬) 安全祈願祭・懇親会(下旬)	於：横浜第2合同庁舎 於：ロイヤルパークホテル 於：建設会館411会議室 〃 於：伊勢山皇大神宮
3月	編集委員会(7日) 分会事務局長会議(中旬) 分会事務局長・専任講師合同会議(中旬) 経営首脳者セミナー(12日) 建設業年度末労働災害防止協調月間(1~31日)	於：建設会館411会議室 於：ロイヤルホールヨコハマ 〃 於：建設会館講堂

建設関連5団体で新年賀詞交歓会を開催しました。



建災防神奈川支部を含む神奈川県建設業関連5団体(神奈川県建設業協会、勤労者退職金共済機構建退協神奈川県支部、神奈川県建設業健康保険組合、神奈川県建設会館)は、1月5日に横浜市西区のロイヤルパークホテルで令和5年の合同賀詞交歓会を開催しました。来賓には神奈川県の黒岩知事、神奈川労働局の西村局長らが出席され、西村局長からは来賓を代表

しての挨拶の中で昨年の災害の状況を紹介し「コロナ感染症によるものを除いても第13次労働災害防止計画の5年目の目標には遠く及ばない状況である」とし、本年は安全衛生関係法令が順次改正施行され、第14次労働災害防止計画が本年から全国展開されることから引き続き建設業における労働災害の防止、労働行政の展開についての要請がされました。会の第二部では懇親会が行われ、中締めとして黒田支部長から県内



労働災害による死亡災害の建設業における割合が大きいことをあらためて認識し、若者が安心して働ける環境を作るために一丸となって頑張るといふ誓いとともにより強く締めが行われました。



正副支部長分会長会議が開催されました
～第14次労働災害防止計画に向けて～

1月25日伊勢山ヒルズにて、正副支部長分会長会議が行われました。主な議題は①令和5年度の神奈川支部事業計画(案)について、②令和5年度全国建設業労働災害防止大会(広島大会)③第14次労働災害防止計画についてです。事業計画(案)については主要行事予定の日程、会場を確認し、例年どおりに事業を進めることで承認されました。広島大会については本部からの要請動員数を分会別に目安を割振り、表彰に関しても例年どおりの日程を進めることを確認しました。

3つ目の議題については、来年度から始まる第14次労働災害防止計画並びに建災防の第9次計画を見据えて、神奈川支部としてこれまで取り組んできたものをどう展開するか、その方向性について議論がされました。一つは第14次計画で建設業において重点的に取り組むべきと示されていることが「墜落・転落災害の撲滅」です。それと併せて、これまで神奈川支部独自で取り組んできた3つの運動(セーフティリボン、3分KY、安全行動宣言)を何らかの形で継続しようという点について意見が一致し、これから国、建災防本部の計画が具

体化する中で、4月の正副支部長会議でさらに検討し、5月の理事会、代議員会において提案していくという方向性を確認しました。同会議終了後に安全祈願が行われ(表紙記事)その後懇親会が開催されましたが、冒頭において、米田副支部長が令和4年度の卓越した技能者(現代の名工)建築とび工として表彰されましたのでご披露させていただきました。※左写真は挨拶される米田副支部長



先月号の特集でも一部ご紹介しましたが、足場の関係のほか、化学物質の取扱いや保護具の適正な着用などの有害物のばく露防止の関係、新たな石綿の調査者やアーク溶接作業にかかる資格関係、また建設業にかかる大きな課題としての労働時間の上限規制など、今年から来年にかけて建設業において早急に対処が必要と思われる法改正があります。（一部は公布の予定）今回それらの内容について、神奈川労働局の監修をいただいております。

●足場の関係法令の改正

公布日：令和5年3月中旬（予定）

施行期日：令和5年10月1日

（一部規定は令和6年4月1日）

根拠条文

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第27条第1項、第36条及び第103条第1項

改正の概要

（1）一側足場の使用範囲を明確化（安衛則第561条の2（新設））

本足場が設置困難な狭い場所などで設置、使用されているブラケット一側足場やセンター足場などの一側足場につき、設置に十分な幅（1メートル以上）がある場所では原則、使用禁止とされ、本足場を使用すべきこととなりました。



ただし、つり足場を使用するときや、障害物があるなどで本足場の設置が困難な場合は例外となります。

（令和6年4月1日施行予定）

（2）足場の点検を指名（安衛則第567条、第568条及び第655条）

すでに毎日の足場使用前に手すり、筋かい、作業床、中さんその他の墜落防止措置について点検し、必要な補修を行うことになっています。また強風、大雨、大雪などの悪天候、中震以上の地震及び組み立て、解体、変更にあたっては、同様に使用開始前に点検し必要な補修を行うことになっています。



ところが、足場の点検が不十分や全くされず、手すりや作業床が脱落したままであるなど墜落等に関し危険な状態のまま足場が使用され、結果、墜落等の労働災害が頻発していることから、今般、事業者は点検者を指名し、確実に点検を行

わせることとしました。

（令和5年10月1日施行予定）

（3）足場の点検を実施した際の記録を書面化すること、点検者氏名を記載すること（安衛則第567条及び第655条）

すでに毎日の足場使用前に手すり、筋かい、作業床、中さんその他の墜落防止措置について点検を行ったときや、強風、大雨、大雪などの悪天候、中震以上の地震及び組み立て、解体、変更に際して点検を行ったときは、点検の結果及び補修の内容を記録し、足場を使用する作業が完了するまでの間、保存することとされています。

今般、これに加え、点検者の氏名を記録することになりました。

（令和5年10月1日施行予定）

【ここがポイント】

1月号でも紹介させていただきました。従来一側足場については、法の適用を除外されていましたが、今回原則禁止とし、幅1m未満の狭い場所であれば使用できないとしたものです。

（2）（3）は足場において手すりやネットなどの墜落防止措置が不十分であったり、外して放置していることよって災害につながる事が多いことから、作業開始前に確実に安全な状態が維持されるために改正されるものです。いずれにしても公布後の内容をご確認ください。

●一人親方等の安全衛生確保の改正

施行期日：令和5年4月1日

根拠条文：労働安全衛生規則等各条文
建設業その他の業種で、一人親方、下請業者などの請負人及びその他直接雇用する労働者以外の者（他社の労働者、搬入業者、警備員など）についても安全衛生確保のための措置義務が定められました。

（1）請負人について

①法令の定めにより設置した局所排気装置を使用させること。

②法令により決められた作業方法を周知

すること。

③防じん・防毒マスク、保護帽などの保護具を使用する必要を周知すること。

（2）同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方、請負人を含む）について

①保護具使用を周知すること。

②喫煙や飲食を禁止する場所では禁止すること。

③事故等が発生し退避が必要な場合には退避させること。

④化学物質の有害性についての掲示など、法定の掲示を見やすい箇所に掲示すること。

【ここがポイント】

労働安全衛生規則等の改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

●金属アーク溶接作業限定の作業主任者資格を新設

公布（告示）日：令和5年3月下旬

施行（適用）期日：令和6年1月1日

根拠法令：法第14条、第76条第3項、第77条第1項及び第113条

特化則第51条第4項において読み替えて準用する同条第3項

（1）労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の一部改正

作業主任者の選任に関し、作業の区分、資格及び名称について掲げている別表第1に金属アーク溶接等作業主任者に係るものを追加することとする。

（2）特化則の一部改正

①金属アーク溶接等作業については、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとする。

②金属アーク溶接等作業主任者の新設に



伴い、当該作業主任者の職務を新たに規定する。

③金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習に関する学科講習の科目等は特化技能講習のものを準用することとする。

（3）労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という。）の一部改正

登録省令で定める登録教習機関の区分に「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」を追加することとする。

（4）化学物質関係作業主任者技能講習規程（平成6年労働省告示第65号）の一部改正

科目の範囲、講習時間等について4科目6時間【詳細略】

【ここがポイント】

金属アーク溶接等作業については、令和4年4月1日から特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者から作業主任者を選任することが義務付けられました。

特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習は金属アークに伴う溶接ヒュームだけでなく、特定化学物質を取り扱うすべてに適用される作業を対象としているので、講習範囲が広く、一般的な溶接工にはほとんどなじみがない分野についての知識を必要としていたため、限定講習の開催が望まれており、今回その要望に対応して法改正がなされようとしているものです。

※神奈川支部において準備が出来次第当該講習を行います。

●年1回のマスクフィットテストの義務化

施行期日：令和5年4月1日

根拠条文：特定化学物質障害予防規則第38条の21第7項

事業者は、前項の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）を使用させるときは、一年以内ごとに一回、定期に、当該呼吸用保護具が適切に装着されている

ことを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存しなければならない。

同規則附則第3条第2項
新規則第38条の21第2項に規定する屋内作業場※については、令和5年3月31日までの間は、同条第7項の規定は、適用しない。

【ここがポイント】

第38条の21第7項はいわゆる「フィットテスト」に係る措置であり、フィットテストについては令和2年7月31日付けの通達で「十分な知識及び経験を有する者が実施すべきである」とされ、令和3年4月6日の通達「フィットテスト実施者に対する教育の実施について」による教育実施要領が示され、令和5年4月1日以降フィットテストを行う者に1.5時間の学科教育、3.5時間の実技教育が必要となります。

※第38条の21は金属アーク溶接等作業に係る措置に関する条文で、同条第2項では「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場～」とされています。さらにその解釈で「建築中の建物内部等で当該建築工事等に付随する金属アーク溶接等作業であって、同じ場所で繰り返し行われぬものを行う屋内作業場は含まれないこと。」とされていますので、通常建設工事現場で行われているアーク溶接作業は対象となりません。

※第38条の21は金属アーク溶接等作業に係る措置に関する条文で、同条第2項では「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場～」とされています。さらにその解釈で「建築中の建物内部等で当該建築工事等に付随する金属アーク溶接等作業であって、同じ場所で繰り返し行われぬものを行う屋内作業場は含まれないこと。」とされていますので、通常建設工事現場で行われているアーク溶接作業は対象となりません。

●中小企業の月60時間超の時間外労働割増賃金率の引上げ

施行期日：令和5年5月1日

根拠条文：労働基準法第37条

使用者が、第33条又は前条第1項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又は

その日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が1箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

労働基準法第138条（経過措置）

中小事業主（その資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）以下である事業主及びその常時使用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下である事業主をいう。）の事業については、当分の間、第37条第1項ただし書の規定は、適用しない。4

（本条は、削除され、令和5年4月1日から本条の適用はなくなる。）

【ここがポイント】

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年7月6日公布）による労働基準法の改正により、中小企業についても令和5年4月1日から適用されることになったものです。



※ここで紹介したほか、「化学物質と取り扱う事業場で選任義務」「労働時間の上限規制」いずれも施行期日：令和6年4月1日「工作物の解体にかかる石綿事前調査者資格を新設」施行期日：令和8年1月1日がありますが、紙面の関係で次号以降で紹介します。